

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
に当たると翌日)

目次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの(〃)

土地改良法による換地計画の決定(二件)(農村整備課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 教 委 告 示

定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 告

准看護婦試験の実施(医務課)

告 示

鳥取県告示第九百三十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
潮医院	西伯郡会見町天万一五三四一	平成四年十一月二日
井田産婦人科	米子市東町二二八	平成四年十一月五日
船木歯科クリニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇八七九	平成四年十一月十六日

鳥取県告示第九百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
赤水博史	鳥国医第四、六四三号	平成四年十一月二日
竹内康博	鳥国薬第八二六号	平成四年十月三十日

鳥取県告示第九百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―二工区の換地計画を定めたので、同上第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第九百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第三―一工区の換地計画を定めたので、同上第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成四年十二月十四日から二十四日間
- 三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第九百三十六号

郡家町が行う土地改良事業に係る殿地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十七号

郡家町が行う土地改良事業に係る覚王寺地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十四日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

八東町

二 事業の種類

八東町総合運動公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡八東町大字徳丸字田中開地、字竹ノ上、字下高

下、字ウブス谷、字棕谷口、字千保、字上郡原、字中郡

原、字下郡原、字棚田、字宮ノ腰、字磯尾屋敷及び字ウ

ブス山内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

八東町役場

鳥取県告示第九百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成四年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月四日 鳥取県指令受都計三―二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字前田大東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一丁目二五―一五

中村準一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成四年十二月十七日（木） 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員会室

三 議題

- 1 平成六年度鳥取県高等学校入学者選抜方針について
- 2 その他

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成4年12月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成5年2月28日（火） 午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館
- 3 試験科目

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成元年^{文部省}令第1号）附則第2項の規定により、同令による改正前の保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和28年^{文部省}令第1号）別表

左記以外の者

3又は別表4に定める教育の内容を修習した者

試験	科目	目
解剖生理 細菌及び消毒法 個人衛生 食餌療法 薬理概論 一般看護法	解剖生理 栄養 薬理 病理 微生物 保健医療 関係法規 精神保健 基礎看護 成人看護 老人看護 母子看護	
看護史及び看護倫理 看護の原理及び実際 内科疾患及び看護法 外科疾患及び看護法 小児科及び看護法 産婦人科疾患及び看護法	看護史及び看護倫理 看護の原理及び実際 内科疾患及び看護法 外科疾患及び看護法 小児科及び看護法 産婦人科疾患及び看護法	（男子である看護人であつて、法第60条の規定による准看護婦に関する法の規定が準用される者を除く。）
	精神科疾患及び看護法 眼科歯科及び耳鼻咽喉科疾患 皮膚泌尿器科疾患 理学療法	

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成5年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

- (2) 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成5年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成5年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成5年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
 - (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認められたもの
- 5 受験手続
- (1) 受験願書の提出期間
平成5年1月7日（木）から同月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
なお、郵送の場合は、平成5年1月14日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (2) 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課
 - (3) 試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
ア 受験願書

- イ 履歴書
 - ウ 写真（出願前6箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものである。）
なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、312円切手をはったあて先明記の返送用封筒を同封すること。）を添付すること。
 - エ 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成5年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
 - オ 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 5,500円
 - (2) 納付方法
5,500円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
なお、県外から送付する場合は、現金書留で5,500円を納付すること。

7 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857—26—7190）に行うこと。
- (2) 受験願書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合にあっては、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。